

平成27年第3回足寄町議会定例会議事録（第3号）

平成27年9月10日（木曜日）

◎出席議員（13名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 熊澤芳潔君 | 2番 榊原深雪君 |
| 3番 多治見亮一君 | 4番 木村明雄君 |
| 5番 川上初太郎君 | 6番 前田秀夫君 |
| 7番 田利正文君 | 8番 高道洋子君 |
| 9番 高橋健一君 | 10番 星孝道君 |
| 11番 高橋秀樹君 | 12番 井脇昌美君 |
| 13番 吉田敏男君 | |

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

| | |
|-------------|--------|
| 足寄町長 | 安久津勝彦君 |
| 足寄町教育委員会委員長 | 星崎隆雄君 |
| 足寄町農業委員会会長 | 阿部正則君 |
| 足寄町代表監査委員 | 川村浩昭君 |

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|-------------|--------|
| 副町長 | 渡辺俊一君 |
| 総務課長 | 大野雅司君 |
| 福祉課長 | 櫻井光雄君 |
| 住民課長 | 沼田聡君 |
| 経済課長 | 村田善映君 |
| 建設課長 | 阿部智一君 |
| 国民健康保険病院事務長 | 對馬邦彦君 |
| 会計管理者 | 佐々木雅宏君 |

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|------|-------|
| 教育長 | 藤代和昭君 |
| 教育次長 | 寺地優君 |

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席した者

| | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 上田利浩君 |
|-----------|-------|

◎職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 大貫裕弘君 |
| 事務局次長 | 阿部泰子君 |
| 総務担当主査 | 児玉壮生君 |

◎議事日程

- 日程第 1 一般質問＜P 4～P 16＞
- 日程第 2 議案第 94号 平成27年度足寄町一般会計補正予算（第6号）＜P 17～P 27＞
- 日程第 3 議案第 95号 平成27年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）＜P 17～P 27＞
- 日程第 4 議案第 96号 平成27年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）＜P 17～P 27＞
- 日程第 5 議案第 97号 平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）＜P 17～P 27＞
- 追加日程第 1 行政報告＜P 27～P 29＞
- 追加日程第 2 報告第 18号 平成26年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について＜P 29～P 31＞
- 追加日程第 3 議案第 100号 （仮称）放課後児童拠点施設建築（建築主体）公示請負契約について＜P 31～P 34＞
- 追加日程第 4 議案第 101号 足寄町第6次総合計画基本構想及び基本計画（平成27年度～平成36年度）について＜P 34～P 36＞
- 追加日程第 5 議案第 102号 平成27年度足寄町一般会計補正予算（第7号）＜P 36＞
- 追加日程第 6 議案第 98号 平成26年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について＜P 36～P 38＞
- 追加日程第 7 議案第 99号 平成26年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について＜P 36～P 38＞
- 追加日程第 8 議案第 103号 平成26年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について＜P 36～P 38＞
- 追加日程第 9 議案第 104号 平成26年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 36～P 38＞
- 追加日程第 10 議案第 105号 平成26年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について＜P 36～P 38＞
- 追加日程第 11 議案第 106号 平成26年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 36～P 38＞
- 追加日程第 12 議案第 107号 平成26年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について＜P 36～P 38＞
- 追加日程第 13 議案第 108号 平成26年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 36～P 38＞
- 追加日程第 14 議案第 109号 平成26年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 36～P 38＞
- 追加日程第 15 議案第 110号 平成26年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について＜P 36～P 38＞
- 追加日程第 16 意見書案第 5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書＜P 38～P 39＞

- 追加日程第 17 意見書案第 6 号 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書< P 39 >
- 追加日程第 18 議員派遣の件< P 39 >
- 追加日程第 19 閉会中継続調査申請書（総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会）< P 39～P 40 >

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 昨日、開催されました第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

次に、議案第94号から議案第97号までの補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

11番 高橋秀樹君。

○11番（高橋秀樹君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づき足寄町の食育、地産地消をどう進めるかについて一般質問をさせていただきます。

足寄町は、食育推進基本法計画、6次産業化、地産地消法に基づき、今後、足寄町はどのような食育を行い、また、地産地消を目指すのか。

我が町は、農業の特産物、農業製品ブランドが数多く輩出されるようになりました。

ラワンブキ、放牧牛乳、短角牛、綿羊、肉牛、イチゴ、トウキビほか多くの生産物をど

のように学校給食に取り入れ、また、地産地消に結びつけ消費拡大を図るのか。

町内に安定的な市場ができれば、生産者も安心して農産物を生産することができると思います。

また、消費者も足寄町で生産した地元産を安心して食べることができる最大の消費者になると考えています。

以上のことから、幾つかの質問をいたします。

1、足寄町の食育について、現在どのような取り組みをして、今後どのような取り組みを行うのか。

2、学校給食における地産地消について、現在の地元食材の使用率と今後の取り組みについて。

3、足寄町の医療・介護施設における地産地消について、現在の地元食材の使用率と今後の取り組みについて。

4、足寄町の農産物を足寄でどのように消費拡大させるのか。

5、足寄町として、食育推進基本計画と6次産業化、地産消費法に基づいた総合的な推進計画を策定する予定は。

以上、足寄町の食育、地産地消について町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 最初に、教育委員長、答弁。

○教育委員会委員長（星崎隆雄君） 教育委員会から高橋秀樹議員の足寄町の食育、地産地消をどのように進めるかの御質問について、お答えをいたします。

1点目の足寄町の食育について現在どのような取り組みをして、今後どのような取り組みを行うのかについてですが、小中学校では、食に関する指導目標を定め、年間計画を策定し、給食時間や学級活動、学級行事、クラブ活動を通して食事の重要性、心身の健康、感謝の心、社会性、食文化の指導を行うとともに、栄養教諭が各学校を訪問し、食育指導を行っております。

今後についても、教育基本法や食育基本計

画に基づく取り組みを継続してまいります。

2点目の学校給食における地産地消について、現在の地元食材の使用率と今後の取り組みについてですが、主に地元野菜を利用しており、平成26年度実績ではジャガイモ31.7%、タマネギで68.6%、ニンジンで28.9%、ゴボウで50.3%、キノコ類4.9%、豆類6.4%となっており、魅力ある献立を通し地場産食材の積極的な活用によるふるさと給食やリクエスト給食を実施し、安心安全な給食提供に努めております。

食材価格や流通期間などの要因により、通年利用ができない食材もありますが、今後も地産地消や地元食材の利用促進を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。高橋秀樹議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に、安久津町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） 引き続き、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、3点目の足寄町の医療・介護施設における地産地消についてですが、現在、国保病院、特別養護老人ホームにおける地元食材の使用については、ラワンブキ、ワラビを足寄町農協山菜工場から、また、加工食品では豆腐、コンニャクなどを細川食品からそれぞれ直接購入しておりますが、その他の生鮮食品等につきましては町内小売店から購入しております。

町内小売店から納入される生鮮食品については、全て産地を明記することになっておりますが、市場には足寄産の根菜類はほとんど出回っておらず、現在納入されている食材には地元産のものはないのが現状であります。

国保病院、特別養護老人ホームが発注する生鮮食材は、厚生労働省からの指導により、入退院、入退去等の状況を踏まえて、その日使い切る食材を毎日仕入れることとされており、小量で数量も変動する上に1年を通じて安定的な納入が求められることから、地元生産農家等から直接仕入れることは難しい状況

にあります。

今後、地元食材の利用促進を図るため、これらに対応し得る受け皿の可能性について検討するとともに、医療・介護施設における安心、安全な食事の提供に努めてまいります。

4点目について、本町の主な農産物であるてん菜や小麦、雑穀豆類、パレイショは、加工原材料としてほとんどが系統出荷されておりますが、野菜類やキノコ、イチゴなどについては地元産として一部町内の小売店で販売されております。

また、消費拡大に向けた取り組みといたしましては、毎年開催されております、あしよろふるさと花祭り、JAあしよろの大収穫祭、消費生活展などの各種イベント及びAコープあしよろ、寄って美菜、道の駅あしよろ銀河ホール21などの店舗において牛肉、野菜、乳製品など地元の農産物の販売を行っております。

今後において、地場産品を地元で消費する体制を構築するため、規格外品や小量でも直接販売などの流通体制について、生産者や足寄町農業協同組合と検討してまいります。

5点目の食育推進基本計画と6次産業化、地産地消法に基づいた総合的な推進計画の策定の予定についてですが、平成17年に制定された食育基本法では、食育を生きる上での基本とし、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけしており、現在、経済課、福祉課、教育委員会等関係部局において国の第2次食育推進基本計画のもとで連携した取り組みを推進しております。

今後におきましても、家庭や教育現場等さまざまな環境の中で食育の充実を図るため、それぞれが連携し、町民の食からの健康づくりや子供の成長に応じた取り組みを推進するとともに、必要に応じて総合的な推進計画の策定について協議検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。高橋秀樹議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） 最初に、1点目の食育について足寄町はどういうふうに取り組んでいるのかという質問からさせていただきます。

足寄町、結構いろいろ新聞報道、それから足寄日より等々でやられていることは、この間、食育教室です。足寄町の学童保育所で食育会が1月16日、8月1日に行っております。これは、まずどこが主催をしているのか。教育委員会なのか、福祉課なのか、まずお聞きいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

学童保育所での食育でございますけれども、こちらは所管している子どもセンターと保護者の皆さん、そして私ども福祉課保健福祉室の管理栄養士等で行っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） 今度は、新聞記事の中で。これもいいやつが非常にありました。

螺湾小学校で田植えをして、それを収穫して、これを食育としながら教育に結びつけていくという授業を足寄町で行っています。

6月3日の新聞記事です。

その中で、農業法人足寄ひだまりファームの沼田さんが愛別町の餅米を仕入れていただいて、そこで収穫するのが9月の中旬ぐらいだという話を伺っております。

これは、足寄町が主催をしているのか、もしくは小学校で出されたことなのか。どこが主催をしてやっているのか、お伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（寺地 優君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

ただいまの螺湾小学校における学校農園の米の作付だと思いますが、これは螺湾小学校が定めております、食に関する指導の全体計

画の中の児童活動として、学校のほうで学校農園を行いながら収穫祭を行って、食文化について学ぶ、また体験するというので取り組まれている状況になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） まだ結構たくさん、足寄町いろいろなことをやっています。

足寄高校においても行っています。これは、野菜の必要性を学ぶ食育授業という形で、これは福祉課が主催してやっているものですね。こういうふうに、足寄町、結構食育に関していろいろなことをやっているように思われます。

私もボランティア活動さまざまさせていただいている中で、中学校で餅つきをさせていただく機会をいただきまして、餅つきをやらせていただいております。

しかし、足寄町、こういう非常にいい食育教育をやっているのですが、これがどこが主催をしているのか、どこが主体的にやっているのか、そこの例えば、先生にお任せになってしまったりだとか、そういう感じになっていることが見受けられると私は考えます。

これを一元的に管理をしていくということが必要なのではないのかなというふうに考えますけれども、足寄町の考え方としてはどういような考えをお持ちかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 一元的に管理ができないかどうかということだよ、今の話は。

教育次長、答弁。

○教育次長（寺地 優君） 食育基本計画は、それぞれの分野に具体的な計画指針が国のほうから示されておりまして、とりわけ教育委員会では文部科学省のほうから学校における食育の推進ということで具体的な計画が示されて、それに基づきまして学校のほうで、先ほど御説明いたしました、食育基本計画を立てて授業だとか部活動、学級活動の中で具体的に、例えば、食べる姿勢だとか交流だとか食事の大切さなんかを学ぶというこ

とで教育委員会もそういうふうに取り組んでいるところがございますし、農林水産では農林水産省のほうから具体的な中身について消費拡大だとか、さらには食文化との連携等々でそれぞれの部署で取り組むということになっておまして、大本は国の食育基本法に基づく第2次食育推進計画であります。具体的な取り組みはそれぞれの部署ということになっておしますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（櫻井光雄君） 私ども福祉課において進めている状況を報告させていただきますけれども、福祉課では、食育とは食に関する教育であり、元気や健康の源であるとの考えのもと、国の健康日本21に基づきまして、足寄町健康づくり計画及び足寄町保守・保健計画、健やか親子足寄21を策定しております。

この中で、妊婦個別栄養指導や健診データに基づく特定健診受診者への保健指導等による食生活の改善など、食からの健康づくりについて取り組みを推進しております。

また、先ほど、学童保育所の説明をさせていただきましたけれども、僻地保育所を含めて、食育教育を進めておまして、教育委員会やそれぞれの学校の栄養教諭との連携のもと調理実習や食育講話、こういったものを開催しております。

足寄高等学校においては、高校3年生を対象といたしまして、食育講話の時間を、高校とも協議をさせていただいて、授業の一環として取り組んでおります。

乳幼児から発達段階に応じた豊かな食の体験の積み重ねにより、生涯を健康で生き生きと過ごす、基本としての食を育む力の醸成に努めているところがございますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） 非常にわかりまし

た。

二つの課から答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私、何を言いたいかというと、こういうふうに両課にまたいで同じ食に対して違う考え方というのか、方向性が微妙に違ったり、スタンスが変わったりするということが、ちょっとこの小さい町の中で本当にあっているのかなど。

やっぱり、足寄町として乳幼児期、それとか学童時期だとか青年時期、壮年、中年、高齢者といういろいろな時期が踏まえている中で食育というのは非常に重要な課題の一つなのだと、そのように私は思っています。

それで、足寄町の中にたくさんのボランティア団体があるというふうに私は認識しております。その中で、帯広市が行っているのは、食育推進サポーターというシステムをつくりまして、その中で帯広市と行政側と地域、学校だとかいろいろなニーズが、三者がこういうふうに連携をとれるような形をつくっているというサポーターというかコーディネーターのような形をとっているという町もでございます。

このことに関して、足寄町はどのように考えているのか、少しお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） そういった考えがあるかないか。

副町長、答弁。

○副町長（渡辺俊一君） 今、帯広の例も出されておりますけれども、先ほども教育委員会か、それから福祉課から申し上げましたけれども、町といたしましては国の第2次食育推進基本計画、そういったものをもとに、それに沿ってそれぞれの担当分野でそれぞれ国の示している基本計画に基づいて食育を進めているということでございます。

そういった意味で、現状ではそれを一元化してだとかというようなことは考えていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） 総合的には余り考えていらっしやらないと。

食育の推進基本計画ですね。そこにのっとりながら考えを進めていくという考え方でよろしいということですね。

私は、こういうことを、帯広のこれ一つの例なのですけれども、こういうことをしっかりやることで、足寄町が逆にまとまりが出てくるのかなというふうに思っている部分がありますので、このような質問をさせていただきました。

続きまして、地産地消について。学校給食のほうについて、まず質問を出させていただきます。

先ほど、御答弁いただきました。ごめんなさい。文章が私ちょっとへたなので。

私が欲しかったデータは、地元産を何%使っているのか、それから道内産、大体どのくらい、何%くらい使っているのか、道外産はどのくらい使っているのかという、実をいうと質問を投げかけたかったのですが、そこら辺について教育委員会のほうかな。数字のほうを捉えているかどうか、まずお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（寺地 優君） 今回は地元産ということで数字を調べさせていただきましたので、全体的な部分はまだ調べ直さなければちょっとわからない部分もあるかと思います。基本的には給食センターにつきましては国産と道内産と、さらに地産、地元産ということで中心に使っておりまして、全体的な中ではやっぱり道内産が多いのかなというふうに思っています。

ただ、教育委員長の答弁にありましたとおり、主に野菜ということで、地元生産農家と売買契約を結びまして直接仕入れているということでございますので、野菜についてはそれぞれの端境期等も含めてあって、年がら年中、通年で購入することは困難であります。収穫時期から中心に地元産を積極的に利

用しているということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） 私もいろいろインターネットで調べた中で、平成20年度の実をいうとデータがあるので、一応ここで御紹介をさせていただきたいと思います。

ちょっと平成20年と古いのですがけれども、地元産が15.2%、それから近隣産が5.1%、それからほかに道内産が57.5%、計道内産が77.8%で道外産が22.2%になっているというように数字のほうが出ております。

この数字、私、ぱっと見た瞬間ですよ。随分、地元産使われている量が少ないなと思ったのです。ですけれども、ほかの近隣の市町村を見ると、足寄町は案外15%ぐらいですと地元産を使用しているというふうになっているように数字的には見えます。これ、いろいろ私も調べさせていただきました。これ、足寄町だけではないのしょうけれども、ふるさと給食を11月に行っていますね。

こういう形で、足寄町のをしっかりと使っていくという姿勢というか形が見えているのかなというふうに思います。

このふるさと給食で、僕、ほとんど全部1月から12月まで。今、すごいですね。ホームページに全部、その日の食事が全部載っていると。これすばらしいなと思ながら見せてもらいました。

その中で、もっと肉だとかそういうものを使えることはできないのかなというふうに思いながら見ていたのですが、このふるさと給食について、どういう基準で行っているのか、まずお聞きをいたしたいと思ます。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（寺地 優君） ふるさと給食につきましては、11月ということでふるさと給食月間を定めまして、主に足寄産で生産されるジャガイモと野菜を中心にはなっておりますが、集中的に使うと。中には、地元産の

小麦を使ったパンの製造も含めてお願いをしているということで、通常の月よりは多く地元産を使うということでございます。そういう形で進めています。

ただ、食材価格というのがありまして、生鮮加工品になりますとなかなか价格的に折り合わないということもあって、議員御指摘の肉等について、さらには乳製品についてはなかなか使いづらいという状況がありますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） 今、价格的に非常に使いづらいのだというお話がありました。

私は、給食というのは非常に重要な食文化の一つだというふうに考えております。

なぜかという、ある一例をちょっとお話をさせていただきます。

帯広と言ってしまっているのかな。カレーライス屋さんがありまして、そのカレーライスが実をいうと給食で使われていたと。それがずっとその町の食文化に変わっているのだというふうになっているというのが一つの事例として出ています。

足寄町の食文化を大切にしていく上で、食育教育、必要だと私も考えています。その中で、やはり給食というのは一つの大きな子供に対するアピールになっていくと。将来的に子供がやっぱり給食おいしかったな、この食なのだよなど、どこかで頭の記憶に残っていくというのが食育であったり、地元のものであったり。そういう地元のをいかに使っていくかということが大切なのだと、私は考えています。

それにおいて、足寄町は給食に関して無料化という形で進めています。しかし、しっかりとそういう地元産を使う。金額的に問題だということであれば、足寄町として助成をした中で給食センターに使っていただくという方法もあるのではないのかなというふうに思いますが、そういうことはできるのかできないのかをお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

今、学校給食の無料化のお話もありました。

原則は、給食料でまかなえというのが原則でありますので、この間、無料化の前についても、若干ですが町からも助成をして負担軽減ということを図ってきましたけれども、ここにはやはりおのずと基本的な考え方もあるということもあっていろいろあったわけでありましてけれども、しかし、そこを乗り越えて無償化。ただ、これも基本的に条例上はもう有料なのです。ただ、そこを実質無償になるような形で仕組みづくりをしてやっているということでもあります。

ですから、そこの兼ね合いもあるのですが、今の議員が言われたこと含めて、今、私の中でちょっと考えているのは、これまだ教育委員会と具体的な話にはなっていません。一つの例として、この間、毎年行っています、総合計画絡みも含めてあるのですが、地域の懇談会の中で、芽登地区の中でここ2年ぐらいですか。言われているのは、酪農家の生産者の方から自分たちが生産した牛乳を地元の子供たちに飲ませられないのかと、こういう御意見をいただきまして。

私もちょっと勉強不足ということもあって、それはやっぱり今の牛乳の供給体制も含めて、これなかなか規制があってなかなか難しいという答弁をずっとしてきたのですが、昨年ですか、一昨年ですか。陸別町が、町で一定の整備をしながら地元の牛乳を限定的に生産をしているという、こういう情報も得ましたから、担当のほうに指示を出して、どういう仕組みでどんなことでできたのか、ちょっと陸別町のほうに行ってちょっと勉強をしてこいと。できれば、学校給食だけでもそういう形がとれないのかどうなのかということで、今ちょっと検討をしている段階であります。

先日も、例の農協改革の中で、これは規制緩和の一環だというふうに思いますけれど

も、そういった部分で一定量に限定すれば可能になっているという、そういう規制緩和もできているということの情報もありますから、そういったことも含めて、議員が言われている地元の食材、科学的な問題含めて、また実質無料化に向けていっているということもありますから。これは、当然、献立をつくる栄養士、栄養教諭との協議も当然必要になってくるというふうに思いますけれども。これらは、教育委員会も含めて、給食センター含めて連携のもと、今後取り組みをさせていただきたいなど、検討をさせていただきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） 今、放牧乳のお話がちょっと出ておりました。

実をいうと、これ4番目に私、消費拡大というところでちょっとそのねたをやらせていただこうかなと思ったところでありました。

今、町長からお話も出ましたので、ちょっと私のほうからもお話をさせていただきたいと思います。

町長のほうも、多分、懇談会等でそういうお話が出てきたのだろうというふうに思っています。私たち議員の懇談会の中でもそういうお話をいただきました。先日、たまたま私ちょうどお話をする機会をいただきましてお話をさせていただいた中で、僕は基本的には無理ですよと言ってしまったのです。

なぜ無理なのかというと、やはり町にそういうことを願っても町が管理できるわけがないし、なおかつ、町でそういう施設をつくるということではできないのではないかとというふうに、私が議員という立場なのかな。個人的な立場で言わせていただきました。後になって、家に帰ってから、いや、待てよと。町民の声を伝えていくのが、私たち議員の責務なのではないのかなというふうにちょっと心が痛みまして。実をいうと、それで今回の食育という一般質問をさせていただくことになっ

たのだと。それがきっかけです。

その中で、本当に放牧牛を足寄町の給食に出すことができないのかと。まさしく、町長がおっしゃるとおり、陸別町が低温殺菌の牛乳を生産するというのをやり始めました。

やはり結構お金かかるのです。5,000万円とかいう形でお金がかかる。施設、これ本当にどのぐらいかかったかちょっとわからないのですけれども。年間の生産本数も4,000本とか、記事なのでよくわからないですけれども、全然採算ベースにあうような、そのような形ではない。そういうことをあえてやっているのはなぜなのだろうなということをやっと私たちが考えていかなければいけないのだと、そういうふうに考えております。

僕は、その放牧の方に自分でやったらどうだと言ったら、そんなことはできないと。そうか、できないかと。そうしたら、これはもう暗礁だなと思っていたのですけれども、その陸別のを見た瞬間に、これもしかしたら足寄町でも何とか具体的にいける方法はないのかなと。もしくは、それをできないというふうにはなからいってしまうのではなくて、その彼に対してどういう助成ができるのだということを、私たちがかみ砕いて彼に教えてあげることができないのかなというふうに考えたのです。これをやることによって、彼らの収入が上がれば足寄町の税収も上がってくるのだと、そういうふうに考えています。

足寄町、放牧酪農がもっと盛んになっていくのかなと。これ、基本的には放牧酪農がどんどん盛んになればいいという。大量生産しなければいけないというのも一つ、小さくやっていくのも一つといういろいろな両論が僕はあると思っていますけれども。そんな中で、足寄町の放牧酪農に関して牛乳を低温殺菌して出すのではなくて、大量生産した中のやつを足寄町が大規模な会社に持って行ってそれを殺菌してもらうのではなくて、足寄町として足寄町の生産した牛乳を使うというこ

とで足寄町が施設をつくるということであれば、ひょっとしたら可能なのではないのかなと。

安定的に、逆にいったら、給食にも出していけるのではないのかなという考えを持ちまして、ちょっと町長がおっしゃっていたので、その話をさせていただきました。足寄町として、そういう助成等々が本来できるのかどうかをまずちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 助成関係については、当然そういった部分、もちろん精査は必要でありますけれども、それは可能だというふうに思っています。

私、ちょっと言ったのは、まだ本当に私の構想段階でして、担当のほうとちょっと話ししている段階で、この場で言うことがいいのかどうかってまだ時期尚早かなとは思っているのですが、御案内のとおり、地方創生の関係もありますから、私の頭の中では学校給食から始めて、極端なことを言えば、それ誰がやるのか、町が直営でやるのかというそういう問題の整理も必要ですけれども、できれば働く場所の確保にもつなげられないのかな。当然、これは生産する量にもよりますけれども。

そんなこともいろいろまだ本当にスタートラインといえますか、検討始まったばかりですけれども、可能性はいろいろな可能性あるのだろうというふうに私は思っています。

これから、前向きに検討をしていきたいというふうに思っていますので、きょうはその程度でひとつ御理解をいただきたいなど、こんなふうに思っています。

正直言って、農協の組合長ともそういった話もちょっとしたこともあるのです。だから、一つの方法としては、例えば、設備費に相当金がかかるのだとしたら、陸別町さんのほうの、どのような機械入っているのか、これもこれから調査させていただきますけれども、場合によっては、そこら辺の兼ね合いも

含めて、では本当に学校給食だけに提供するのだというそういうことになるのだとすれば、では地元でなくても陸別町さんに製造委託をする方法もあるよねだとか、そんなことを組合長とも若干、雑談の中でそんな話もしているということだけ報告しておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） 非常に推し進めていていただきたい内容だと思います。

ちょっと私の構想を。一般質問のシナリオがどんどん崩れていっているのですけれども、ちょっと済みません。それは御勘弁をお願い申し上げ、進めさせていただきたいと思えます。

やはり、まず学校給食に関しては、取り組みとしては非常にありがたいと、一生懸命、栄養士さんの方、頑張っているらっしゃるなど、そのように思っております。ちょっと学校給食に関して、ちょっとだけ僕、不思議な点があったのです。不思議な点というか、それをネットで見たときにちょっと不思議だなとちょっと思ったのですけれども。

昔、僕が小学校か中学校くらいのときですか。テレビのニュースで、都会の子はシャケって描けといたら、シャケの切り身を描いたというのがニュースになって、都会の子というのはすごいなど、そんな魚も見ることがないのだというふうに思いながら、僕見ていた記憶があるのです。いろいろネットでばっと調べている中で、たまたま、本当にたまたま、1個だけちょっと疑問に思ったことがあったので、それをちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

ミカンありますね。普通のミカン。ミカンが給食に出ていたのです。ミカンというのは、皮ついているのがミカンだと僕は思っていた。そうしたら、給食に出ているのはむきミカン出ていたのです。これ、むきミカンというのは一体何なのだと。どうして、わざわざ給食、食育をやって子供たちに食べ方も教

えなければいけないだろう。その中で、むきミカンという形でミカンがむかれて出てくるというのは、一体どういうことなのかなと思いつながら、ちょっと疑問に思いましたので、そのむきミカンにするわけというのかな。そういうのをちょっと聞かせていただければ、ちょっと参考になりますので、ちょっとお願いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

お答えになるかちょっと自信ないのですが、

学校給食には七つの目標があるのですが、そして、もともとの学校給食というのは、設置者は努力義務に今もなっているのです。その七つの中に、例えば、議員が先ほどから御指摘のとおり、地元の食文化の理解だとかそういうのがあったり、あるいは生産・流通・消費過程をしっかり指導していく、理解していくというのがあるのですが、最終的に学校で行っている教育というのは、いかに世の中に出たときに生きて働くか、還元すると、知恵を育成するかということだと思っております。知識や情報だけにとどまらず。

そういう意味でいったらちょっと逆行するようなのですが、例えば、子供たちが鶏といたら4本足があるだとか。さっきの魚の話ではないですが、そういうことを、本来は家庭教育と連携する中で子供たちに正しい知識というのか、正しいあり方を本来は養成していかなければならないし、かつては日本の生活の中でそういうものが生きる知恵として組み込まれていましたよね。

そういう中で、先ほどのミカンの話なのですが、私自身も学校現場へ行って随分、据え膳上げ膳、子供たちにするのだなどという感を持っていました。そのことだけではなくて、いろいろな観点からそういうふうになっていると思うのですが、例えば、衛生の観点、それからその後の処理の観点です。もともとミカンも学校給食に提供された

ときは皮つきだったのです。いつぐらいからか、この皮が取れるようになった。その確たるものは私もちよつとないのですけれども、やはり一つには、その後の処理というのかな。俗にいう残飯みないなです。その後の処理の問題なのかなと私自身は感じているのですけれども。

いずれにしましても、食に限らず、未来ある子供たちにきちんとした手足に力をつけていくと、そういうことは大事だなと思っていますので、そういうことなんかでも何かの機会ですっかりとそういうことについて学校現場なんかとも話し合いの場があればいいなと思っています。

その辺を勘案して、回答になっていないかと思えますけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） ありがとうございます。

ちょっと不思議に思いました。

小学校の低学年であれば、むきミカンでもいいかなというふうに思うのですが、やっぱり高学年とかになっていく間に、やっぱりミカンのむき方も知らないとなってしまうとちょっと語弊があるかもしれないけれども、そういうことも一つ教えていくというのも一つの食育なり、自分で生きる力を学ばせるという大切なことなのかなというふうに思いましたので、ちょっと質問をさせていただきました。

続いて、4番目の農産品の消費拡大について御質問をさせていただきたいと、そのように思います。

先ほど言ったとおり、放牧乳の話ではなくて、足寄町の今特産品が出ているというお話をさせて、皆さん御存知のとおりだと思うのですが、足寄牛だとか、それから石田さんの綿羊牛だとか、いろいろと足寄町の特産品にこれから育てていこう。大きくなっていこう。あと、短角牛ですとか。出ていくであろうものが、足寄町の飲食店で

なかなか使われないという現状が現在あります。これ、どこの地区に行っても、私はそうだというふうに認識をしておるのですが、例えば、肉の名産地に行っても、その肉どこで食べていいかわからないだとか、そういう現象が起きています。足寄町として、そういう足寄町の特産品をたくさん使っていただける方法はないのかなというふうにずっと考えております。

それで、足寄町は足寄町の例えば、飲食業の皆様がもしその食材を使うのであれば、足寄町として多少の助成金を出すという方向というのは、ちょっと具体的に言わせていただきましたけれども、できないかなというふうに考えております。

具体的にはちょっとわからないですけども、そういう方策というのは考え得るのか、得ないのか、御所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

最近、足寄町、肉関係というのはこれまで非常に取り分にしては弱かったということでもありますけれども、新規就農者の頑張っている羊の肉の関係、あるいは短角牛、それからもっと言えば馬肉、それから先ほどもお話のあった米、飼料米を食べさせた足寄牛ということで売りにしております。

まず、一番問題は流通体制が一つあるということなんです。

羊肉でいえば、なかなか羊で経営をするというのは1頭丸ごと余すことなく、毛の果てまで血の果てまで全部使うということではいけない。採算が合わないというようなことですから。実際に、ここにいても何回かお話ししたこともありますけれども、基本的な取り組みとしては、やはり1頭丸ごと使っていただけるようなところとしか取引をしないと。

例えば、部位だけ、ロースだけくれたとか、そういうことにはならないという、そんな

な経営方針ということもありますし、何よりもやはり頭数をふやさなければいけない。ざっくりばらんな話、とてもおいしいので焼く肉で気軽に地元でも食べられるようにということであれば、とても生産が間に合わないということが一つありました。

それから、短角でいきますと、実は、やはり地元で屠場がないということなんです。今現在、やっているのは、とにかく市場で販売をして一部ほんの限られた分だというふうに思いますが、屠場から地元へ自分で買い戻しをして、そこから地元の飲食店へ卸しているという。これは、足寄牛も同じだという、こんなふうに思っております。

ですから、地元の飲食店でそういうものが提供なかなかできていないというのは、最近ちょこちょこ焼く肉屋さんなんかでは出ていますけれども、一つはやはり値段の問題があるというふうに思っています。

そこで、議員仰せのそこら辺に対する助成はどうかということでもありますけれども、これはなかなか個別の対応というのはなかなか正直言って、僕は難しいのかなと、そんなふうに思っております。

ただ、これは例えば、JAさんがそういった肉産業の推進をどうやっていくのかという部分、そういう部分での助成ということは考えられないこともないのかなというふうに思いますが、端的に飲食店へのお店を経営しているところに、例えば、仕入れ価格が高いからとてもこんな値段でお客様へ提供しても売れないという、そこに対する助成というのは、これは正直言って仕組みからいってちょっと難しいかなと。

ただ、いろいろな可能性というのはあるというふうに思うのです。例えば、生産段階で何らかのことができないのかどうか。そんないろいろな多角的な見方で、そういった部分も否定せずに検討をする課題ではあるなど、こんなふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君）　そうですね。

ちょっと僕もそういうことを考えたときにちょっと難しいかなと思ったのですが、やっぱり足寄の食材を足寄町で食べることができるという場所というのは絶対に必要だと、そういうふうを考える部分もあります。

それにおいて、私たちというか、行政のほうで何が支援をできるのかということとはしっかりと考えていただきたいと、そういうふうを考えております。

やはり、飲食店にそのまま直接助成するのはちょっと難しいのであれば、例えば、足寄町のイベントだとか、そういうときに、足寄町がそれを先に仕入れて、それで安価で提供してあげるだとか、そういうことを足寄町としてやっていけることはできるのかなとちょっと思うのですが、それに関してはどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君）　町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君）　そういう部分でいきますと、直接的な補助でなくて、そういった部分では十分可能かなと思っています。

過去に、私も畜産を担当しているときには、足寄ふるさと花祭りのときに、当時はまだ和牛を肥育している農家さんも何件かいましたから、その農家さんの牛を1頭、これは和牛振興組合というところで買い上げをしている。

ですから、そういったところへの助成をしてきたという経過はありますので、いわゆる仕組みづくりをすれば、そういった部分、イベント的な部分というのは十分可能だというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君）　11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君）　イベント的な部分であれば可能だというお答えをいただきました。

ちょっと間違ってもらっては困るといったら変ですが、町行政がそういうふうに例えば助成を始めると、安価に物を出してし

まうということをやりにかぬない。

僕は、そうではなくて、その加工賃というのはしっかりいただかないといけないというふうに思っているのです。

ですから、そのイベントをやっても、イベントをしている人たちは安く足寄町から仕入れて、それをしっかりとした価格で販売をして、それでしっかりとした利益を出していく。

やはり、ボランティアという形だけでそういうイベントを進めていくと、必ずどこかでやっぱりいいものにならないです。またやらされているからとか、足寄町に俺らが協力しているのではなくて、俺らはやらされているのだという感覚に物事が移ってきますので、助成をするということだけという形ではなくて、安価に提供するというのではなくて、しっかりと生産・加工者にも利益が出るような形でそういう助成の仕方の仕組みをつくっていただきたいなど、そういうふうを考えます。

続きまして、農協とのかかわり合いについてちょっとお伺いをいたします。

やはり、足寄農協さんとかかわっていくことというのは地元の食材を安定的に給食ですとかそういうところに出す分に関して、農協さんとかかわりは重要だと考えます。

先ほどから町長がおっしゃっていますが、農協とのかかわりについてですが、直接的に農協さんと給食のほうというのは、直接的にコンタクトというか、そういうのはなされていらっしゃるのですか。それとも、足寄町は全て給食に関しては入札で行っているのかお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君）　答弁、教育次長。

○教育次長（寺地　優君）　教育次長でございます。

給食センターにおける地元食材につきましては、価格については市場価格とかがありますが、直接生産者さんと契約を結んで、価格自体は入札等になりますが、行っておりまして、農協さんが販売しているものについては

農協さんからと。ラワンブキ等は農協のほうで加工されていますので、そこからの購入になっておりますが、ジャガイモ・ニンジン等については生産農家様から購入しているという形になっております。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） わかりました。

農協とのかかわりを、やっぱり大切にしていこうことによって、そういう地元の食材をうまく利用できるということはあるのかなというふうに思いますので、今の質問をさせていただきます。

やはり、足寄町の農業をしっかりと基盤をつくっていくというか、農協さんの働きというのは非常に大きなものがあると思いますので、今後とも農協とうまい連携を組んでいただければなというふうに思っております。

最後に、足寄町として食育推進基本計画等の質問をさせていただきます。このことに関して伺いをいたします。

この食育基本法というのは、平成17年でしたか、施行されていますね。それに対して、足寄町はどのように取り組んでいるのかという御質問をさせていただきます。これ、基本法の中の第2章で食育推進基本計画等という場面があります。その中の18条市町村食育推進計画という中に、市町村は食育推進基本計画を作成するように努めなければならないというふうに一応うたっているというふうに私は認識をしておりますが、足寄町としては、この推進計画というのはつくるのか。先ほどの町長のお話では、経済課、福祉課、教育委員会等関係部局と取り組んで推進しておりますというお答えをいただいております。

しかし、基本計画という形であるというような形というのは、まだ足寄町ではつくっていないというふうに思うのですけれども、その件に関して御質問いたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 議員の質問に対してお答えいたします。

この第2次食育推進基本法に基づく地方自治体における推進計画の策定ということだと思うのですが、今現在、先ほど町長が答弁させていただきましたように、それぞれの課でそれぞれの目標を立てて推進をしているということでありまして、答弁の内容の最後にもあるのですけれども、総合的に判断して必要に応じて作成していくということで協議、検討してまいりたいということで考えておりますので御理解願いたいということと、あと、経済課としてはこの部分については農協の青年部が子どもセンターに農園体験をさせていただくとか、鳥羽農場のラワンブキ、食の体験学習だとか。先ほど、教育委員会、福祉課それぞれ触れたと思うのですが、内閣府、文部省、農林水産省それぞれ定めた計画のもとで進めさせていただいているということもありますので、今現在、統括した中での推進計画については今後必要と、それぞれの関係機関と調整させていただきながら進めていくということで御理解願いたいなと思っております。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） 非常に歯切れの悪いお答え、ありがとうございます。

私、この質問を今皆さんにしているのですけれども、教育委員会、福祉課、経済課いろいろまたがっているというのが現状であります。

これ、非常に私、先ほどもちょっと触れましたけれども、問題があるというふうに思っています。

食育一つ、地産地消一つ、食に関することをしっかりと推し進めていくことが足寄町の未来にとって私は大きな一つの方向性になっていくのかなと。帯広ではフードバレーということをやっていますが、足寄町としてもそういう中でしっかりと食文化に対しての取り組みをしていかなければいけないのかなと。

これは、老若男女みんな食にかかわるところに必ず人間としているわけですから、しっかりとこれは足寄町の基本計画をもって進め

ていただければありがたいことなのだと、そういうふうに思っております。

上士幌町さんでは、つい最近に食育と地産地消の推進計画というのを出されている。私、この記事を見たときに本当に読み流したのです。上士幌町で10例目だったのです。この基本を総合的にやっているのは、当然のことながら、足寄町は入っているのだろうと、僕は実をいうとちょっと恥ずかしながらそういうふうに考えていたのですが、いや、待てよ。ちょっと自分でも自信がないからちょっと問い合わせをしてみようと思ってネットで調べて。実をいうと、電話をしてちょっと聞いたのです。

そうすると、やはり10町村でした。足寄町さんは入っておりませんという御回答をいただきました。しかし、これはその担当の方とちょっとお話をさせてもらったら、やはりほかの市町村。市はもう終わっていますから、町村でもあと何個かこの基本計画を今策定中ですという御回答をいただきました。

足寄町としても、これ早急に、私、やるべきことかなというふうに考えております。なぜかといいますと、今まで私ずっと質問をさせていただいた中で、言っていることがばらばらとしているというのは、多分ここにいる皆さん、よく理解をされたのだというふうに思います。

これ、足寄町の重要な食文化を担っていく、そして足寄町の基幹産業である食というものに対して、しっかりと前向きに形をつくっていくということが必要なのではないのかなというふうに考えております。

このことに関して、町長のお答えというかお考えをいただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） まず、推進体制のことは、先ほど来からそれぞれの課長等から答弁させていただいているとおり、やっぱり食育というのは極めて大事なことですよ。その推進体制というのは、やはりそれぞれ

のセクションがあるわけですから、それでそれぞれのもち屋で進めていくということ、これはもう当たり前のことであります。実際に、我が町でもそれぞれのセクションで進めているということでもあります。

ただ、議員が仰せのとおり、やはりそういったものは足寄町としての基本的な考え方、それに基づいて枝葉を張って、実行部隊がそこでやっていくのだよと。これは大切なことだなというふうに思っていますから、できるだけ早く関係部局集まって、その計画づくりまで必要かどうかということの検討も含めて、さらにはお互いに連携をしながら実りあるものにしていくということで検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） 今、町長から前向きな御回答をいただきました。

私、先ほどからずっと質問をさせていただいております。

やはり、この食に関することというのは足寄町にとって重要だと、そういうふうに考えておりますので、ぜひともこれを推進をしていただいて、各課ばらばらな御回答をするようなことではなくて、しっかりと一本化した中で回答をしていただけるような形を私としても望んでおりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと私も歯切れの悪い終わり方になってしまいましたが、これで私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、11番高橋秀樹君の一般質問を終えます。

これで、一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時20分再開といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第94号から議案第97号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第2 議案第94号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第6号）の件から日程第5 議案第97号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま、議題となりました議案第94号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第6号）から議案第97号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）まで、一括提案理由を御説明を申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第94号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第6号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,526万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億227万円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目基金積立金におきまして、足寄町子育て安心基金積立金といたしまして5億円を計上をいたしました。

第8目財産管理費、第15節工事請負費におきまして、町有建物解体工事といたしまして220万円を計上をいたしました。

第14目企画振興費、第15節工事請負費におきまして、銀河線代替バス待合所設置工事といたしまして86万4,000円を計上をいたしました。

第3項戸籍住民基本台帳、第1目戸籍住民基本台帳費、第18節備品購入費におきま

して、本人確認書類裏書き印字システムといたしまして、97万2,000円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

14ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第4目国民健康保険助成費、第28節操出金におきまして、国民健康保険事業特別会計操出金を2,437万6,000円減額をいたしました。

第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、認定子ども園どんぐり保護者負担金無償化事業補助金ほか、保護者負担金無償化事業といたしまして、総額1,385万3,000円を計上いたしました。

次に、16ページ、第8目子育て支援費、第13節委託料におきまして、家庭的保育業務といたしまして、477万円を計上いたしました。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、不妊治療費助成費といたしまして60万円を計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

18ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、第3目雇用対策等費、第23節償還金、利子及び割引料におきまして、ふるさと雇用再生特別対策事業の返還金といたしまして462万4,000円を計上をいたしました。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第1目林業振興費、第23節償還金、利子及び割引料におきまして、返還金といたしまして263万4,000円を計上いたしました。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、商工会青年部イベント遊具導入補助金といたしまして280万円を計上をいたしました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明申し上げます。

8ページにお戻りください。

8ページ、第14款国庫支出金、第15款

道支出金におきまして、それぞれ事業費見合の補助金、交付金を計上しております。

次に、10ページをお願いいたします。

10ページ、第18款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金など、合計4億2,507万3,000円を計上いたしました。

第20款諸収入、第5項雑入におきまして、林業構造改善事業補助金返還金といたしまして263万4,000円、ふるさと雇用再生特別対策推進事業補助金返還金といたしまして462万4,000円を計上いたしました。

以上が、歳出の主な事項でございます。

4ページにお戻りください。

4ページ、第2表において繰越明許費1件をお願いしてございます。

以上で、平成27年度足寄町一般会計補正予算（第6号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

25ページ、議案第95号平成27年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ667万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,272万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。

40ページをお願いいたします。

第6款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、介護納付金826万3,000円を減額をいたしました。

次に、歳入について申し上げます。

34ページをお願いいたします。

34ページ、第4款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金におきまして、前期高

齢者交付金といたしまして2,025万2,000円を計上しております。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金におきまして、一般会計繰入金を2,437万6,000円を減額をいたしました。

次に、43ページをお願いいたします。

43ページ、議案第96号平成27年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,138万1,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億585万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、55ページをお願いいたします。

55ページ、議案第97号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,356万7,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第94号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第6号）から議案第97号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの説明とさせていただきます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第94号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第6号）の件の質疑を行います。

12ページをお開きください。

歳出から始めます。款で進めます。

第1款議会費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 第2款総務費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 14ページから16ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 第4款衛生費、質疑はございませんか。

8番高道君。

○8番(高道洋子君) 御質問いたします。

衛生費の保健衛生総務費の中の19節負担金、補助及び交付金。17ページでございしますが、そこの不妊治療費の助成金60万円の補正ということでございしますが、そこについてお伺いいたします。

この不妊治療費の助成につきましては、本当に以前よりも効果が上がっていると、有効的な助成だということはお伺いしておりましたけれども、直近の不妊治療助成の申請者が人数が何人いらして、そのうち出産に結びついた人数はどのぐらいの方がいらっしゃるかと伺います。

○議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。

○福祉課長(櫻井光雄君) お答えいたします。

この事業、平成25年から申請が来ておりますけれども、延べ回数といいますか、治療回数でいきますと11人であります。

実質的な治療をされている方は6名であります。

うち、出産もしくは出産予定含めて5人が出産もしくは出産予定ということでなっております。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) 8番高道君。

○8番(高道洋子君) 11名の申請者がいて、5名治療中で5の方が妊娠されて実績としていらっしゃるということで。

これだけの、6名中5人ということは本当

に効果の上だった実績が証明されているのではないかなど、すばらしい制度かなというふうに思います。

せっかくここまで実績があるわけですから、もっとほかの町民の方にもそのことが知らなくて悩んでいる方もおられるのではないかということから、もっと積極的な町民への周知を図るべきと考えますけれども、こうした治療実績も踏まえて、このPRとか周知を、もうそれに努めているとは思いますが、今後さらにどのように考えているかお伺いします。

○議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。

○福祉課長(櫻井光雄君) お答えいたします。

もちろん、説明をさせていただきますけれども、25年度から実質6人の方です。6の方が体外受精または顕微授精という特定不妊治療を11回されています。実質は6人の方ですが、11回の治療を行っております。

その結果、今現在、予定を含みますけれども、5の方が出産もしくは予定ということになっていまして、非常に治療方法が確定しているという部分もありますので、本当にこの治療を通じて希望されている方にお子さんが誕生しているということで、私どもとしても大変うれしく思っています。

今回の補正は、男性不妊治療。この特定不妊治療にあわせて、男性の方に原因がある場合は並行してこの治療を受けられるような改正をさせていただくということで、この予算を上げさせていただいています。

そういったことで、今この補正予算が議決をしていただければ、速やかに広報、チラシを含めて全戸に周知徹底していきたいなというふうに思っています。

あわせて、昨日、高道議員からの不妊症、不育症の相談窓口というのですか。そういったPRもということでございましたので、それも含めてこれからチラシをつくって町民の皆さんにお知らせしていきたいということで考えておりますので、御理解賜りますよう

お願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道君。

○8番（高道洋子君） PR、周知をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう1点なのですけれども、この不妊治療のために平成25年から11回ということで6名の方が11回なのか、1人が11回なのかはわかりませんが、札幌とか、ほとんど札幌ではないかなと思うのですけれども、病院に通っているわけで、この宿泊費や交通費などの治療費以外の経済的な負担が大変大きくかかっているように聞いております。

そこで、今はともかく、将来的には宿泊、交通費に対する助成なども今後考えられないのか、お伺ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

私もこの特定不妊治療をされて出産に至った方ともいろいろお話をさせていただきました。

どれぐらいかかったのだということで。

1回の治療は40万円とか60万円ぐらいかかっているわけなのですけれども、宿泊費とか交通費、そういったものを含めると、出産まで含めていきますと200万円ぐらいかかったというようなお話も聞いています。

そういったこともあって、この事業に対しては、北海道が15万円助成をされていて、私も足寄町が独自に7万5,000円の助成をしていた部分を、今回倍増させていただいたということで、1回の治療の部分ですけれども、倍増させていただいて、北海道が15万円、足寄町も15万円を助成して、30万円に拡充をさせていただいたということになります。

実際、この治療を行える病院というのは、特定の施設といいますか、持っていなければいけませんで、現在、十勝管内でこの治療ができる病院といいますか。北海道が病院を指

定しているのですけれども、十勝管内にはないと。

ですから、議員仰せのとおり、ほとんどの方が札幌の専門の病院に行っているということでもあります。交通費あるいは宿泊費ということについて、今回は検討はしていなかったのですけれども、いずれにしろ、こうやって実績が上がってきているということで、実際どれぐらいかかっているのかという部分もちょっと検討をさせていただきながら、そういった支援もできるのかどうか、検討をさせていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、衛生費、質疑はございませんか。

8番高道君。

○8番（高道洋子君） 2番目の予防費の中の17ページでいきますと、扶助費です。

インフルエンザ予防接種費についてでございますが、この内容についてちょっと説明させていただきたいと思います。

まず、どういうことかということ、インフルエンザ予防接種に現在対象者となっている方と、対象者の人数、それから昨年度接種された方の実績人数、接種率などがそこに手元に資料がありましたら、お答え願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） まず、今回のインフルエンザの予防接種費の補正をお願いしている背景でございますけれども、従来、このインフルエンザワクチンが3種類の何といひますか、ウイルスのタイプがこれまで3種類を対象にしたワクチンであったわけでありましたけれども、これを4種類のワクチンにして効果を高めていくということで、国の厚労省のほうから、平成27年度から28年度にかけて予防接種する場合は、4種類のワクチンを打ちなさいと、そちらに移行するということでございます。

これに伴って、まず単価が上がるということで、今回補正をお願いしているところでございます。

私ども、このインフルエンザの予防接種に対する支援助成の対象者でありますけれども、65歳以上の高齢者、そして中学生、中学3年生、高校3年生の受験対象者の方に支援をしているところでございます。

それから、昨年、平成26年度の実績でございます。

65歳以上の高齢者につきましては1,415人、生活保護の方については31人、受験生については54人でございます。合わせて、対象者数2,818人おられるわけですが、実施者は1,500人、実施率は53.2%となっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道君。

○8番（高道洋子君） 単価が上がると今おっしゃいましたので、そうすると、窓口負担も今までは、そうですね。上がるわけですね。

助成の人は1,000円ということで、非助成の方は2,000円ですか。そういうことで単価が上がることによって、窓口負担の金額も変わるということで、混乱が予想されますけれども、町民への周知がきちんとしていけないうふうに思います。

上がることによって、病院の窓口での自己負担額は幾らぐらいになるのですか。

助成対象者と、それから非対象者とに当然上がるわけですね。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（櫻井光雄君） 福祉課長でございます。

現在、薬科、このワクチンが幾らで入るかということで、それぞれの病院のほうで値段を設定していただくような形になります。

私ども、今町内の病院とも調整をさせていただいておりますけれども、現段階での予定価格につきましては、従来3種類のワクチンの場合には2,000円であったわけですが、今回の4種類のワクチン接種に対しては3,000円。1,000円の料金値上げといえますか、予定されているというふう

に承知をしているところでございます。

今回の補正は、従来2,000円の接種料に対して2分の1の1,000円を助成をしていました。

今回、補正をお願いしているのは、3,000円に上がった場合に備えて、一人当たりの支援額を、同じく2分の1の1,500円を助成する計画で補正予算をお願いをしているところでございますので、御理解を願います。

○議長（吉田敏男君） 8番高道君。

○8番（高道洋子君） 2,000円が3,000円に上がるということで、接種を控える人がこの冬は出てくるのではないかなとも思っています。

助成を受けている人はいいのですが、非助成者ですね。65歳以上の人と受験生以外の人たちが、上がることによって控えるのではないかなということが予想されますし、このインフルエンザというのは大変な猛威を振るって本当に重傷化していくということも考えられます。

そういうことを考えますと、今、新聞報道では更別村が全村民に対しての助成金、全部。65歳以上、受験生ではなくて、村民みんなに。

また、いろいろなところを見ますと、そういう町民みんなという助成を枠を広げているということも他町村ではありますが、感染の拡大を防ぐためにも、その有効手段としてもインフルエンザワクチンの接種に対して、この町では助成範囲を全村民に拡大する考えはありませんか。伺います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

私ども、このインフルエンザ予防接種に対する助成事業でありますけれども、基本的にはこの予防接種は定期接種ではなくて任意接種であるということでもあります。

私ども、65歳以上の方に、高齢者の方に助成支援事業を設けているのは、どうしても

高齢者の方はこのインフルエンザに感染しますと肺炎等を引き起こして重篤化していく、あるいは死亡に至るケースもあるというふう聞いていて、そういった意味で65以上の方にはできるだけこの予防接種を受けていただきたいなということで、そういった支援を構築、制度化させていただいたと。

また、中学3年生、高校3年生、受験の前後も含めて、こういったインフルエンザにかかってしまって受験できなかったとかそういったことがないように支援をさせていただいて、事前に防衛をしていただくといえますか、自分の健康を守っていただくような仕組みを今つくっているところでございます。

対象者の範囲を広げるべきではないか。

今回も更別村さんのほうでそういった情報をいただいております。

今回は、当初2,000円の3科のワクチンで制度設計していた部分でありまして、今回4科に変わるということもあって、単価的な支援額の調整のみをさせていただきました。今回、補正予算で上げさせていただきました。

将来的に、対象者を、例えば、更別村さんでいくとたしか高校生まででしたか、全町民でしたか、そういった部分もお聞きしましたので、そういった情報も収集をさせていただいて、足寄町においてどういうふうにしていったらいいのか検討をさせていただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道君。

○8番（高道洋子君） 全町民がもしだめであるならば、高校生、18歳までを子育て支援の面からも、例えば、高校生まで助成対象を拡大するとか。いきなり全町民というのは人数も多いでしょうから。そういうことも可能か不可能か検討するということでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

基本的には任意接種でありますから、また、自分の健康は自分で守っていくのだという部分でいきますと、できるのであればそれぞれ自主的にこの予防接種を接種していただけたらなというふうに思っているところでございます。

ただ、いろいろな事情があって、例えば、低所得者の方ですとか。今回の事業の中には、生活保護の方は3,000の予防接種料金であれば3,000円全額助成をするような方式をとっていますけれども、そういった部分については教育委員会とも協議をさせていただいて、拡大ができるかどうか、検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道君。

○8番（高道洋子君） 病人を減らすことは医療費の増加を抑えるということにもつながるわけでございまして、ぜひとも前向きに検討をしていただきたいと思います。

最後ですけれども、全国全道、足寄町にこの新型インフルエンザが仮に大蔓延したときの対策なのですけれども、どういうふうにとられているのかちょっと確認の意味でお答え願いたいのですけれども。蔓延がひどくなったとき。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

新型インフルエンザが発症したときのガイドラインといいますか、足寄町の対応マニュアルにつきましては、たしか昨年度、議会の皆さんにもお渡ししていますけれども、そういった計画をつくっております。足寄町長をトップとする対策本部を設置をしまして各病院と連携した体制づくりの計画はできておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、18ページ、第5款労働費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

第7款商工費、質疑はございませんか。

2番榊原君。

○2番（榊原深雪君） この商工会青年部のイベント遊具につきましては、大変子供さんにも人気があると伺いしておりますけれども、このイベント遊具を利用する年間は何回ぐらい予定しているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） このイベントにつきましては、足寄町商工会青年部のほうで行うことになりまして、その中で使用については各種イベントということで、ふるさと花まつり、それと子供まつり、あとはふるさと盆踊り、花火大会、あとは道の駅まつり等、この部分でいきますと大体4回程度。

あと、これから協議していくわけなのですが、例え、農協ビアガーデンだとかいろいろとありますけれども、そこで使用するか等についてはこれからということで、今現在はイベントに対してこのふわふわドームを使用をしていきたいということで聞いております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番榊原君。

○2番（榊原深雪君） これまで、この遊具をイベントのときに見かけたことはありますけれども、これまではレンタルでされていたのでしょうか。

レンタル料も含めてお答え願います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 今までは、ふるさと花まつりで勝毎のふわふわドーム、これについては勝毎のほうで提供をさせていただいております。

それ以外については、使用した事例はちょっと記憶にはないということで御理解をお願いします。

○議長（吉田敏男君） 2番榊原君。

○2番（榊原深雪君） これは補助金となっておりますけれども、本来であれば幾らするものなのですか。

幾らの分を280万円補助を出していらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 経済課長です。金額については、全額です。

○議長（吉田敏男君） 2番榊原君。

○2番（榊原深雪君） これは、耐用年数ってどれぐらいなものでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 経済課長です。

耐用年数、正式にはちょっと今聞いておりませんが、10年ぐらい使用しているということで聞いている事例もあります。

正確には、大変申しわけありません。調査しておりません。

○議長（吉田敏男君） 2番榊原君。

○2番（榊原深雪君） これは、子供さんの遊具ですから、補修、管理ということも大切なことだと思いますけれども、これはこれからきちんと年に何回かする予定とかちゃんとお話しされていますでしょうか、商工会さんと。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） おっしゃるとおり、今後の使用についての破損だとか消耗を含めて、これから購入される、この議会で承認された後、青年部と協議して進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、ここで、昼食のため1時まで暫時休憩をいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

20ページをお開きください。

第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 第9款消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 20ページから22ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳出総括はございませんか。

2番榊原君。

○2番（榊原深雪君） 質問させていただきます。

総務費の財産管理費の件でお伺いします。

石田邸の解体工事におきまして、補正予算が発生しておりますけれども、この工事につきましては、細かい数字はちょっと覚えておりませんが、800万円前後の解体工事費だったと思います。

それに合わせて、この220万円がプラスされることで1,000万円近くの工事になると思いますが。

このブロックづくりというのは鉄骨ブロックが多いのではないかと私たちの通常認識はしておりますけれども、この220万円という額は、私たちの住んでいるブロックでもこれぐらい、220万円ぐらいで壊せるのではないかと思える費用なのです。

それで、その中に鉄骨が入っていたということは、解体工事される方も、鉄の今の値段からすると、契約終わった後の再積算ですから、鉄の部分を見ても、その人にとっては財産になると思うのです。解体工事の方にとっては。

だから、220万円という金額は、契約終了後にそういうふうになんか間違っていましたからこうでお願いしますと簡単に、簡単

というのかどうか分かりませんが、こういうふうには費用が増額となって支払われるものなのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

220万円の増額補正ということでございますが、ブロックづくりとして積算しておりましたが、議員おっしゃるとおり、資料に書いてあるとおおり、鉄骨ブロックづくりということで、工事実施段階でそれが判明してしまったために、設計段階ではブロックでしか積算していなかったと。

その差額が発生しているということで、それが多額ではないのかという御指摘でございますけれども、なにせ面積としましたら530平方メートルという大きな建物でございますので、このブロックづくりと鉄骨ブロックづくりでは解体単価が違いますので、面積が大きい関係上、工事費も増加となっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 2番榊原君。

○2番（榊原深雪君） それにしても、工事費の全体の20%がこのブロックづくりに対して支払われることになりませんか。

今回は、そういうことが増額の必要ということで積算されましたけれども、今後、契約の終了後にこういうことが起こらないための対策とかは考えておられるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 今後におきましては、予算見積段階から、今回は内部を一部破壊するとしなくて外観上だけでの判断でブロック造ということで設計積算して予算要求をしてしまいましたが、今後におきましては、より慎重にその構造等について確認の上、予算積算をして誤差のないように努めていきたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 2番榊原君。

○2番(榊原深雪君) 今、大野課長がお話しされたとおり、これは個人の契約でしたらとんでもないことになると思うのです。

絶対、一般人がこういうことだったからこれだけ足してくださいといわれても早々に払える金額ではありませんので、こういったことを本当に留意されまして、今後の契約も慎重にお願いしたいなと思っております。

○議長(吉田敏男君) 他に、総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから11ページ。

歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 歳入総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、4ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 全体に対する総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第94号平成27年度足寄町一般会計補正予算(第6号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第94号平成27年度足寄町一般会計補正予算(第6号)の件は、原案のとおり可決されました。

25ページをお開きください。

これから、議案第95号平成27年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

32ページから41ページ。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第95号平成27年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第95号平成27年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

43ページをお開きください。

これから、議案第96号平成27年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

48ページから53ページ。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第96号平成27年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第96号平成27年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

55ページをお開きください。

これから、議案第97号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

60ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第97号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第97号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

再開は1時35分といたします。

午後 1時14分 休憩

午後 1時34分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議会運営委員会報告

○議長(吉田敏男君) 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長(榊原深雪君) ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の議事日程に追加し、最初に町長から行政報告を受けた後、報告第18号の報告を受けます。

次に、議案第100号を即決で審議いたします。

次に、議案第101号については、提案理由の説明を受け、質疑を行った後、足寄町第6次総合計画審査特別委員会を設置し、閉会中の審査といたします。

次に、議案第102号を即決で審議いたします。

次に、議案第98号、議案第99号と、議案第103号から議案第110号までの各会計の決算認定については、提案理由の説明を

受け、質疑を行った後、平成26年度決算審査特別委員会を設置し、閉会中の審査といたします。

次に、意見書案第5号と意見書案第6号を即決で審議いたします。

次に、議員派遣の件と、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中の継続調査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審査は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

◎ 日程追加について

○議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し審議することにしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、追加の行政報告を申し上げます。

足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきまして。

この件につきましては、本年3月の定例会におきまして、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金による実施事業の概要とともに本町の総合戦略の策定予定等に関して御報告をいたしました。このたび、本町の総合戦略を別冊1のとおり策定いたしましたので御報告をいたします。

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、大都市圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進するために、まち・ひと・しごと創生法が昨年11月に成立し、都道府県と同様、市町村においても地域版人口ビジョンと総合戦略の策定が努力義務とされたことから、本町の実情を踏まえた総合戦略を策定する必要があるとの認識のもと、人口ビジョンと総合戦略を策定することといたしました。

足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国の長期ビジョンと総合戦略、北海道の人口ビジョンと総合戦略の骨子等を勘案し、本町における人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の展望を提示する人口ビジョンと、これを踏まえ人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においてもこの地で暮らすことに幸せを感じられるまちを維持していくための「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」に一体的に取り組むための今後5年間の目標や施策の基本方向、具体的な施策等をまとめた総合戦略の2章で構成しております。

人口ビジョンでは、本町の過去から未来の人口動向分析等を行い、本町の場合、出生率の上昇につながる施策よりも、転出者を抑えて転入者をふやす施策に取り組むほうが本町の人口減少対策に効果があるとの分析結果と

なりましたが、出生率の上昇につながる施策を充実することが転出減や転入増に結びつくことから、両施策に優劣をつけずに取り組むこととしております。

人口の将来展望については、一層の子育て支援策の充実により、合計特殊出生率にあっては現在の1.59から2020年に1.8程度、2030年までに人口置換水準である2.07程度、2040年に2.3程度まで上昇させることを目指し、純移動率にあっては足寄高校支援策や農林業の担い手対策の充実、若者が就職したいと思える仕事を創出し、サービス産業等への波及効果による雇用拡大と、男女が出会い安心して結婚し子供を産み育てられる環境整備や移住施策の充実を進め、転出者の抑制とUターン就農や新規就農者、子育て世代の転入者増を期待し、国立社会保障人口問題研究所推計に使用されている、転出が超過している移動率を0.5倍に縮小することを目指しております。

その結果、2010年の国政調査人口7,630人が社人研推計では2060年に3,045人に減少すると試算されているところ、地方創生の取り組みを効果的に進めた場合の推計人口を社人研推計に比べて約900人多い3,953人と見込むことで、高齢化率の低下とバランスのよい年齢構成になり、安定した足寄町の発展が期待できるものであります。

総合戦略は、人口減少は地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小は住民の経済力の低下につながり、地域社会のさまざまな基盤の維持を困難にして人口減少を加速させるという悪循環の連鎖を断ち切り、まち・ひと・しごとの好循環を確立し、安全と希望、快適なまちを実現するため、住民を初め、産業界、行政、教育、金融、労働団体やメディア、さらに足寄町議会と一体となって問題意識を共有し、幅広く御意見や御提言をいただき、総合的な戦略としてまとめました。

本町の総合戦略は、人口減少を食いとめるための国の取り組みに対応し、若い世代を中

心とした安心して働くための産業振興と雇用の場の創出、若い世代が希望に応じて結婚、出産、子育て、働き方ができる環境づくり、各地域における定住促進、農山村を初めとした地域における日常生活の機能維持及び地域ネットワークの構築の三つを重点項目と掲げ、庁舎内にあっては各課・部局長等を構成員とする、まち・ひと・しごと本部と、若手職員を構成員とするまち・ひと・しごと創生ワーキングチームにおいて地方創生に資する取り組み等について検討を進めてまいりました。

また、住民や各種団体からアイデア募集やパブリックコメントの実施、各種団体や青年グループとの意見交換会等を行うとともに、足寄町のまちづくりの指針となる第6次総合計画の策定作業との整合、連携を図るため総合計画策定専門委員会や総合開発審議会において検討、審議をしていただき、さらに議会の足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略調査特別委員会中間報告における御提案等を踏まえ、国と同様、自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視の政策5原則と、選択と集中の考えに基づき、5年間のうちに人口減少克服と地方創生の効果が期待できる取り組みを厳選し、総合戦略に計上をいたしました。

なお、庁舎内での検討、住民や各種団体等から提案や意見交換の際にお受けしました提案内容と総合戦略への反映結果を別冊2にまとめておりますが、今回の総合戦略には反映できなかった提案や、総合戦略への計上はなじまない提案ではあるものの今後の足寄町のまちづくり、地方創生を進めていく上で尊重、参考にすべき御意見や実施に向けて検討する価値のあるアイデア等が多数含まれております。

今回の総合戦略に計上した主な施策は、基本目標1の産業振興と雇用の場の創出にあっては、新商品・御当地グルメ開発、販路拡大事業、体験型観光ルート開発、観光拠点整備、農業経営継承円滑化、担い手研修環境整

備事業、商工業経営体の継承事業、まちづくり専門家招聘、人材育成事業等であります。

また、基本目標2の希望に応じて結婚、出産、子育て、働き方ができる環境づくりにあつては、地方創生先行型事業として本年4月から実施をしている出産祝い金贈呈事業、学校給食費無償化事業、学童保育所無償化事業のほか、結婚サポート事業、妊娠支援事業、保育料完全無償化事業、足寄高校魅力化事業、学童保育所整備事業等を計上しました。

基本目標3の定住促進、日常生活の機能維持及び地域ネットワークの構築にあつては、空き家データベース等整備事業、移住施策の拡充、町の魅力を積極的にPR、交通ネットワーク充実等を計上をいたしました。

それぞれの取り組みには、その取り組みを実施することにより得られる成果の期待値を重要業績評価指標として設定することにより、目標の明確化と共有化が可能となり、成果を重視した取り組みを進めることができるものと考えております。

総合戦略は、計画策定、推進、点検・評価、改善の4段階の流れを繰り返すPDCAサイクルの手順により進めることとしており、戦略を策定し、関係団体等と連携して具体的取り組みを進め、取り組み成果である重要業績評価指標等を用いて総合開発審議会等において効果を検証し、必要に応じて施策の見直しや中止、取り組みの重点化、新たな方法への転換等を行い、総合戦略にあつても柔軟かつ迅速に必要な見直しを適宜行い、地方創生の着実な前進を実現したいと考えております。

さらに、総合戦略の概要を広く住民にお知らせして情報共有を進めるとともに、総合戦略の取り組みを行政、住民、企業、団体等の一層の連携と機動的な対応で進めるために、庁舎内に設置した足寄町まち・ひと・しごと創生本部を中心に施策を進めるほか、施策推進のための条件整備、関係団体間の調整や課題の洗い出しと情報共有等を目的に、各種団

体等において中心的な役割で活躍されている方、組織を牽引している方、まちづくりに意欲のある方等で構成する（仮称）足寄未来創生委員会を設置する予定であります。

また、国の平成26年度補正予算に計上された地方創生先行型予算1,700億円のうち、300億円の執行が留保されていましたが、地方創生の先駆的な取り組みや広域的な取り組みを行う都道府県や市町村に対し上乗せ交付を行うこととなり、本町にあつては総合戦略の早期策定にかかわるタイプIIの交付金1,000万円については、内閣府との事前相談が完了したことから、さきに行政報告いたしましたとおり、本年10月から来年3月までの保育料完全無償化の財源として本定例会に關係予算を計上させていただきました。

また、他の地方公共団体の参考となる将来性や地域性を踏まえた先駆的な取り組みに交付されるタイプIの交付金にあつては、既に一般財源により予算の議決をいただいております、足寄町学習塾の本年度事業費を対象経費として交付申請をしておりますが、二つ以上の自治体が連携して実施する広域的な取り組みに優先配分するとの情報が入ってきており、現状では交付金が配分されるかどうか不確実なことから、歳入の予算化は保留しているところであります。

地方創生を着実に推進するためには、地方財政の充実が不可欠であり、人口減少対策に幅広く使える新型交付金と安定的な財政運営のための地方交付税の十分な確保につつまして、国を初めとした関係機関に要望するとともに、引き続き議会とともに足寄町の地方創生を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告第18号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第2 報告

第18号平成26年度足寄町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、報告第18号平成26年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおり報告するものでございます。

1点目といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字のため、数値の表示はございません。

実質公債比率は9.7%でございます。

昨年が11.6%でございましたので1.9%下回っております。

将来負担比率は、マイナスでございまして、数値の表示はございません。

2点目は、法律第22条第1項の規定に基づく公営企業の公営企業会計の資金不足比率でございますが、上水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、いずれの会計につきましても資金不足は生じておりませんので、数値の表示はございません。

2ページ、3ページに監査委員の意見を付してございます。

4ページ、5ページに積算資料を添付しておりますので、4ページをお願いいたします。

まず、健全化判断比率の中の実質赤字比率でございますが、分子に一般会計等の実質赤字額、分母を標準財政規模として計算することとされておまして、この数値を当てはめて算出いたしますと、足寄町における比率は黒字となっております、マイナス3.55

%となっております。

国が示している基準につきましては、早期健全化基準が14.73%、財政再生基準が20%となっておりますので、いずれも基準を下回っております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、分子を連結実質赤字額、分母を標準財政規模として算出することとされております。

足寄町における比率につきましては、この算式に当てはめて算出いたしますと黒字となりまして、マイナス13.48%となっております。

国の基準が、早期健全化基準が19.73%、財政再生基準が30%となっておりますので、これにつきましても国の基準を下回っております。

次に、実質公債費比率3カ年平均でございますが、公債費等が標準財政規模に比べるとどの程度の割合になるかをあらわす比率でございます。

足寄町における比率は、平成24年度が11.6%、平成25年度が9.8%、平成26年度8.0%、3カ年平均で9.7%となっております。

国の基準でございます、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっておりますので、国の基準を下回っております。

次に、5ページをお願いいたします。

将来負担比率でございますが、将来負担額といたしまして、下のほうに片仮名のイからチまで記載してございますが、この合計額等を分子といたしまして、標準財政規模等を分母といたしまして算出をいたします。

これで算出いたしますと、足寄町における比率については、マイナス8.1%となっております。

国の基準は、早期健全化基準350%でございますので、これも基準を下回っております。

次に、公営企業にかかわる資金不足比率でございますが、いずれの会計も赤字決算とはなっておりません。

国の基準であります、経営健全化基準20%を下回るということになってございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第100号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第3 議案第100号（仮称）放課後児童拠点施設建築（建築主体）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第100号（仮称）放課後児童拠点施設建築（建築主体）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年9月2日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した（仮称）放課後児童拠点施設建築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、（仮称）放課後児童拠点施設建築（建築主体）工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1億6,562万8,800円でございます。

契約の相手方は、木村・外田経常建設共同企業体。代表者、足寄町旭町4丁目24番地、株式会社木村建設、代表取締役木村昭氏。構成員は、足寄町西町8丁目1番地の1

2、株式会社外田組、代表取締役菅原智美氏でございます。

工期は、平成28年3月11日でございます。

工事概要でございますが、放課後児童拠点施設の増築でございます。増築する施設は木造2階建てで既存建物との渡り廊下が鉄骨造でございます。増築延べ床面積は522.91平方メートルでございます。

工事場所は、足寄町南6条2丁目2番地の2外でございます。

なお、7ページから9ページに配置図、平面図等を貼付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番田利君。

○7番（田利正文君） 8ページの図面を見て、ちょっと単純な質問ですけれども、吹き抜けの部分はなくして、2階を真四角の床にすることはできなかったのかと、あとはそういうふうになかった理由をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） 1階は児童館になっておりまして、図書室を含めていろいろな方がここで活動をしていただくということで空間といいますか、圧迫感のないような形をとということで吹き抜けとさせていただきました。

この吹き抜けをつくることによって、2階の学童保育所の安全はどうかと。お子さんが転落とか、そういう事故にはならぬのかという部分では、設計を含めて協議をさせていただいて安全対策は万全を期しているということで、こういった吹き抜けをつくらせていただきました。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） これもまた単純な質問ですけども、このところを吹き抜けがなくて真四角になると、例えば、学童保育の先生が子供たちを見るにしても、あるいは遊ばせるにしても広くてもっと使い勝手がいいのではないかというふうに単純に思ったのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） この建物、2階となっております、1階は、先ほどお話ししたように児童館になっていまして、この来られる、日中を含めて、お父さん、お母さんも来ていただくような児童館となっておりますので、明かりといっちは何ですが、日中でも明かりが入ってくるといいますか、日差しが入ってくるような形ということで、この吹き抜けもつくらせていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） 吹き抜けはいいのですけれども、2階の部分を広くするという点では検討されたのかどうかということなのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） 大変申しわけありません。

2階は学童保育所の専用といたしますか。

現在、これまで定員は60人だったのですけれども、これを80人にさせていただきます。

さらに、小学校6年生まで対象者を拡大しているということで、現状の中で十分な面積を確保できるようにしておりますので、この吹き抜けの部分を全部2階の床にしなくても面積は確保できるということでありましたのでこういった設計になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に、質疑ありませんか。

2番榊原君。

○2番（榊原深雪君） この児童館につきましては、利用者もふえているということで、以前の児童館に比べましたら本当にありがたいことだと思っています。

以前は、やっぱり暗くて天井は低くて利用者が堅苦しい思いをして、狭苦しい思いをして利用していたのは思い出されますけれども。

今回の契約の1億6,500万円以上のものが入札されたときのこの入札率というのは何%だったのでしょか。

○議長（吉田敏男君） 予定価格に対しての入札率。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 大変お待たせして申しわけございませんでした。

入札率は、98.7%でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） 配置図の7ページ目です。

駐車場とこちらに描かれているのですけれども、駐車場はどちらからこれ入ることになるのですか。東側か西側か。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

こちらは、足寄小学校のほうからと、国道を突き抜けるといいますか、通路になります。

この建物なのですけれども、2階の部分だけ出ているのですけれども、下は通り抜けができるような形を今予定しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） これ、足寄小学校

側からも入っては来られると。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

小学校のほうから入って来られるようになっています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） 足寄小学校側から入って来られるという。

この間、PTAの方が足寄小学校側から入ってこられるようになると、正門からそのまま子供がこの駐車場を通过这个児童館のほうに入ってくるような形になってしまうのではないかと懸念をしていたのです。

ここ、横断歩道等はないような形になっているのですけれども、その配慮というのはどのようなお考えをしているのか、ちょっと伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

小学生が小学校のほうから来る場合ですけれども、横断歩道を渡ってきていただくような形になります。

ここ、表示の仕方が駐車場というふうになっていますけれども、きちんと歩道と車道と駐車場、きちんと区分けして安全に児童生徒が渡れるような形になっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） そうしましたら、足寄小学校があって、どちらかの横断歩道を渡ってこちらに来ると。

その場合は、西側からの想定でいるのですか、駐車場へ入ってくる想定で、ぐるっと回って東側から入ってくる想定でいるのか。両方ともあるのかなというふうに思うのですけれども。

子供のことでですから、正門を出て、そのまま車道をぱっと渡ってしまうということも想定できるのかなというふうに思うのですけれ

ども、どうなのでしょう、その辺は。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

実は、ここに直接横断歩道ができないか、もっといけば、手押しボタンでもいいのですけれども、信号機がつけることができないかということで要請はしたいと思っています。

ただ、現状、両端に横断歩道があって、その児童館に行くところだけをまた横断歩道を設置するとした場合に、通行の支障といえますか、障害が逆についてしまうということで、なかなか公安委員会の許可がおりないのではないだろうか。

この児童館以外にも要望をしているのですけれども、なかなかそういった実現ができない状況から、なかなか難しいのではないかと、いうふうに今考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） それであれば、例えば、道路標識。道路にスクールゾーンとか何か派手にスピード落とせぐらいなわつと書いてあるようなところというのは、足寄町としてできるのか、それともそれはもう公安に言わなければできないのか。

そういうスピードを出せないような配慮をさせるということができるとかできないのか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

基本的に、道路の交通規制につきまして、公安委員会さんが所管ということになってまいりますので、今、議員御質問のとおり、車両の通行の速度を落とすような規制等については、基本的には公安委員会さんが所管をするということになってまいりますので。

まず、方法といたしましては、当然、町道でございますので、道路管理者を通しての足寄町がどこまでの規制をできるかという部分

については、公安委員会さんのほうと十分協議をした上で進めざるを得ないのかなというふうに考えておりますし。

この間も、本別の公安委員会さんのほうとも事前協議ということで協議をさせていただいているわけですが、その結果につきましては、先ほど福祉課長のほうからも御答弁をさせていただいておりますけれども。

今後についても、一番私どもといたしましては手押しであれ信号機を設置するのが、これ一番児童が通う上では一番安全な対策というふうにも考えておりますので、その辺も含みながら公安委員会さんのほうと協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第100号（仮称）放課後児童拠点施設建築（建築主体）工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第100号（仮称）放課後児童拠点施設建築（建築主体）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第101号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第4 議案

第101号足寄町第6次総合計画基本構想及び基本計画（平成27年度～平成36年度）についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第101号足寄町第6次総合計画基本構想及び基本計画（平成27年度～平成36年度）について、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊のとおり、足寄町第6次総合計画基本構想及び基本計画を定めましたので、足寄町議会総合条例第11条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

計画の内容について、御説明申し上げます。

別冊の総合計画つづり1ページをごらんください。

策定趣旨を記載してございますが、総合計画は市町村のさまざまな計画の基本となるものであり、足寄町が目指すまちづくりや、それを実現するための施策等を定める重要な計画でございまして、これまで地方自治法において市町村は議会議決を経て総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならぬと規定されておりましたが、平成23年の自治法改正でこの規定が削除され、策定義務がなくなりました。

しかしながら、総合計画の策定義務が撤廃されても、本町のまちづくりを進めていく上で指針となる中長期的な計画は必要であることから、足寄町第5次総合計画に掲げたまちづくりの目標に対して施策の成果や課題を適切に評価し、町民と行政による協働のまちづくりを実現するため、足寄町が目指す将来像を明確に提示した、平成27年度から平成36年度までの10カ年計画として、足寄町第6次総合計画を策定したものでございます。

3ページをごらんください。

計画の位置づけと性格といたしまして、総

合計画では、まちの目指す将来像を掲げ、生活基盤、医療、福祉、教育、産業、行財政など、まちづくりの全ての分野にわたって取り組むべき内容を明らかにしています。

位置づけと性格といたしまして、1点目といたしまして、総合計画は足寄町の最上位計画でございます。

2点目といたしまして、町民や民間団体、関係機関と共有し協働で進める計画でございます。

3点目といたしまして、足寄町のまちづくりの意思を示す計画でございます。

4ページ目となりますが、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成し、計画期間は平成27年度から平成36年度までの10カ年でございます。

5ページから10ページにかけて、計画の背景といたしまして、足寄町の沿革、立地条件、自然条件、社会・経済的条件、足寄町の課題について記載しております。

11ページからが基本構想となりますが、緑の大地にあふれる幸せ、安全で安心なまち足寄を将来像といたしました。

12ページで、基本目標としまして、緑豊かな自然と共生し、安心して暮らせる快適なまちづくり、いつまでも健康で安心して暮らせる支え合いのまちづくり、豊かで強い心を育む学びと文化のまちづくり、豊かな自然を生かした活力と魅力ある産業によるまちづくり、みんなでつくる協働のまちづくりの五つを基本目標としました。

13ページ、14ページでは、人口指標として人口推計の各種参考値を記載し、14ページの最後の部分になりますが、平成72年、2060年でございますが、45年後の人口を3,953人と推計いたしました。

15ページから、施策の大綱といたしまして、先ほどの基本目標五つを各編のテーマといたしました。

18ページ以降が基本計画となりますが、基本計画では、ただいまの5編に章立てをして、各章に節を設け、節の項目は21ページ

の土地利用計画から最後の75ページの公益行政の推進までの49の項目について、現状と課題、基本方針、施策の内容を記載しております。

なお、実施計画につきましては、ただいま策定作業を進めておりまして、策定いたしましたら報告させていただく予定でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本件につきましては、議長を除く12人の委員で構成する足寄町第6次総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長を除く12人の委員で構成する足寄町第6次総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いをいたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 諸般の報告をし

す。

足寄町第6次総合計画審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

委員長に、井脇昌美君。

副委員長に、星孝道君。

以上のとおりです。

◎ 議案第102号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第5 議案第102号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました、議案第102号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづりをお願いをいたします。

議案第102号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第7号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ222万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億449万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いをいたします。

6ページの歳出であります。第2款総務費、第1項総務管理費、第7目庁舎管理費におきまして、暖房及び空調設備を制御する中央監視盤の故障修繕などの施設等修繕料といたしまして222万2,000円を計上をいたしました。

歳入につきましては、第18款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、歳出と同額の財政調整基金繰入金を計上をいたしました。

以上で、議案第102号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第7号）の提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

ます。

○議長（吉田敏男君） これから、議案第102号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第7号）の件の質疑を行います。

6ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第102号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第7号）の件の採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第102号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第7号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第98号及び議案第99号、議案第103号から議案第110号まで

○議長（吉田敏男君） 追加日程第6 議案第98号平成26年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から追加日程第15 議案第110号平成26年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件まで10件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第98号平成26年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について及び議案第99号平成26年度足寄町健康保険病院事業会計決算認定について並びに議案第103号平成26年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第110号平成26年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由を御説明申し上げます。

提出議案書38ページをお願いいたします。

議案第98号平成26年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成26年度足寄町上水道事業会計決算に伴う剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、平成26年度足寄町上水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第99号平成26年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

追加提出議案書の11ページをごらんください。

議案第103号平成26年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度足寄町一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第104号平成26年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

について御説明申し上げます。

地方自治法第223条第3項の規定により、平成26年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第105号平成26年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第106号平成26年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

12ページをお願いいたします。

議案第107号平成26年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第108号平成26年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第109号平成26年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見につけ

て議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第110号平成26年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上で、議案第98号平成26年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について及び議案第99号平成26年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について並びに議案第103号平成26年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第110号平成26年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本件につきましては、議長と議会選出監査委員を除く11人の委員で構成する平成26年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることにしたいと思っております。

なお、議会は、平成26年度決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定による審査を付与することにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長と議会

選出監査委員を除く11人の委員で構成する平成26年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長との互選をお願いいたします。

午後 2時42分 休憩

午後 2時48分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 諸般の報告をいたします。

平成26年度決算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に、高道洋子君。

副委員長に、木村明雄君。

以上のとおりです。

◎ 意見書案第5号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第16 意見書案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第6号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第17 意見書案第6号所得税法第56条の廃止を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第6号所得税法第56条の廃止を求める意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第6号所得税法第56条の廃止を求める意見書の件は、原案のと

おり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○議長(吉田敏男君) 追加日程第18 議員派遣の件を議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議ないものと認めます。

したがって、議員派遣の件は、原案のとおり決定をいたしました。

◎ 閉会中の継続調査申出書の件

○議長(吉田敏男君) 追加日程第19 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、総合条例第136条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎ 閉会の議決

○議長(吉田敏男君) お諮りをいたします。

本定例会に付議されました事件は全て終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって、本日で閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これで、本日の会議を閉じます。

平成27年第3回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後 2時53分 閉会